

# 富谷市指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）募集要項

## 1 事業の目的

令和6年4月の気候変動適応法改正により、市町村は、熱中症による被害の発生を防止するため、区域内の施設を「指定暑熱避難施設」（以下、「クーリングシェルター」という。）を指定できるようになりました。

富谷市では市民等の熱中症リスクの低減につなげるため、熱中症特別警戒情報発表時、クーリングシェルターとして開放いただける市内民間施設を募集します。

## 2 実施内容

項目	内容
（1）宮城県を対象とする熱中症特別警戒情報の発表期間中における、別途協定にて定める施設供用部分の一般開放	・冷房設備は適切にメンテナンスし、稼働すること。 ・受入可能人数に応じて、一人ひとりの空間を適切に確保し、休憩できる椅子・ソファ等を配置すること。 ・避難者が快適に過ごせる設定温度で冷房設備を運転した状態で開放すること。
（2）施設開放中における住民等への対応	・「熱中症環境保健マニュアル2022（環境省）」*1をもとに、利用者の状況に応じ対応すること。その他対応については、各施設の運用に合わせて柔軟に対応できるものとする。 ・のぼり旗、ポスター（市より配布）を掲示し、クーリングシェルターであることを周知すること。

## 3 指定条件

- ・富谷市内に所在している施設であること。
- ・適当な冷房設備\*2を有すること。
- ・宮城県を対象とする熱中症特別警戒情報発表時、施設を住民等に開放することができること。
- ・住民等の滞在のために供すべき部分について、必要かつ適切な区間を確保すること。\*3

※上記の条件を満たさない（満たさなくなった）場合や、富谷市がクーリングシェルターとしてふさわしくないと認める場合は、指定しない（指定を解除する）ものとします。

## 4 運用期間

概ね毎年4月第4水曜日から10月第4水曜日まで（熱中症特別警戒情報発令対象期間中）

※初年度は富谷市との協定に定める日から開始とします。

※時間は各施設の営業日や営業時間に準ずるものとします。

## 5 募集期間

令和8年6月26日（金）より随時受け付けます。

## 6 申請方法等

申込書または申請フォームに必要項目を記入の上、下記のとおり提出してください。

【提出先】 富谷市企画部企画政策課

（郵送の場合） 〒981-3392 富谷市富谷坂松田30番地

（メールの場合） [kikakuseisaku@tomiya-city.miyagi.jp](mailto:kikakuseisaku@tomiya-city.miyagi.jp)

（FAXの場合） 022-358-2365

【電子申請】 下記のアドレスより申請してください。

（logoフォーム） <https://logoform.jp/form/FM4G/975558>

## 7 受付後の流れ

- ・富谷市企画部企画政策課にて申請内容を確認します。
- ・クーリングシェルター指定及び協定締結に向け、市・施設の二者間で協議を行います。
- ・クーリングシェルター指定に係る協定締結後、周知用物資としてのぼり旗セット及びポスターを配布します。また、富谷市ホームページ等で施設名、住所、開放日、受入可能人数等を周知します。

## 8 協定に定める事項

クーリングシェルター開設には、市と施設管理者の間で協定を締結する必要があります。

気候変動適応法施行規則第5条に基づき、基本的な協定事項として、施設（名称・住所等）、開放日、時間帯及び受入可能人数に加えて、当該施設の管理に関する事項、協定の有効期間を定めることとします。

## 9 その他

- ・クーリングシェルター運用期間中、熱中症特別警戒情報発表の有無にかかわらず、施設を開放することについては差し支えありません。
- ・クーリングシェルターの開放にあたって必要となる経費（冷房設備の電気代等）は、各施設でのご負担となりますので、あらかじめご了承ください。

## 10 お問い合わせ先

富谷市役所 企画部企画政策課 平日 8:30~17:15（土・日・祝祭日除く） 〒981-3392 富谷市富谷坂松田 30 番地 TEL：022-358-0517／FAX：022-358-2365
---

\*1: 「熱中症環境保健マニュアル 2022」 [https://www.wbgt.env.go.jp/heatillness\\_manual.php](https://www.wbgt.env.go.jp/heatillness_manual.php)

\*2: 「適当な冷房設備」は、定期的にメンテナンスされており、施設の実情及び規模に応じた適切な機能を有した冷房設備のことをいいます。(令和6年2月27日環境省大臣官房環境保健部「指定暑熱避難施設の指定・設置に関する手引き」より)

\*3: 例えば、受入可能であると見込まれる人数が10人であれば10人が、地域や施設の状況に応じて、同時に適切に滞在できる空間が確保されていることをいいます。(令和6年2月27日環境省大臣官房環境保健部「指定暑熱避難施設の指定・設置に関する手引き」より)